日理協 26 第 445 号

2026 年 11 月 5 日

自 由 民 主 党
団体総局厚生関係団体委員会・政務調査会
予 算 ・ 税 制 等 に 関 す る 政 策 懇 談 会
政 務 調 査 会 長　小林　鷹之　殿
組 織 運 動 本 部 長　松野　博一　殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会　長　　斉　藤　秀　之

2027 年度（令和９年度）予算・税制改正に関する要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。標記の件に関しまして、別添のとおり要望を提出いたします。

医療・介護・保健・福祉・予防等の分野において、国民に対する質の高いサービスの提供体制を確保するため、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項

Ⅰ　予算に関する要望

１．賃上げ等による医療・介護・福祉における理学療法士の人材確保および提供体制の整備

★1-1. 構造的かつ継続的な賃上げの実現　＜継続＞
1-2. 経済・物価動向を踏まえた介護報酬および障害福祉報酬の引き上げ　＜継続＞
1-3. 現在の専門性・職責に照らした人事院俸給表の見直し　＜新規＞

★２．法改正など制度的な見直しを見据えた予算措置　＜継続＞

３．攻めの予防医療の推進による社会保障の担い手の確保

★3-1. 障害者の就労支援・定着支援の強化による社会の担い手の確保　＜新規＞
★3-2. 地域包括支援センターへの配置の要件化に係る予算措置　＜新規＞
3-3. 介護予防における体制整備の強化と予算の拡充　＜新規＞
3-4. 切れ目なく効果的な訪問リハビリテーションの充実に係る予算措置　＜新規＞
3-5. 理学療法標準評価の介護データベース等への位置づけと予算措置　＜新規＞
3-6. 女性活躍社会に向けた性差に由来するヘルスケアの推進に係る予算措置　＜新規＞
3-7. 健康に働き続けるための社会整備、産業保健における予算措置　＜新規＞
3-8. 学校保健における専門家派遣事業体制の整備と予算措置　＜新規＞

Ⅱ　税制に関する要望

★１．医療・介護・障害福祉施設における設備投資等に対する税制優遇措置　＜継続＞
２．医療従事者の処遇改善に向けた税制優遇措置　＜継続＞
３．へき地でのサービス利用を支援する新たな税制措置　＜継続＞

★：重点要望

Ⅰ　予算に関する要望　　12　項目（重点要望　４　項目）

１．賃上げ等による医療・介護・福祉における理学療法士の人材確保および提供体制の整備

1-1. 構造的かつ継続的な賃上げの実現　　＜重点要望＞

リハビリテーション専門職の給与水準は全産業平均と比較して低く、他産業等への人材流出など、人材確保の課題が生じている。特に介護・障害福祉分野の従事者は給与が低い。令和９年度介護および障害福祉サービス等報酬改定において十分な予算の確保とリハビリテーション専門職を含む・介護・福祉従事者の処遇改善が着実に実施されるよう要望する。

1-2. 経済・物価動向を踏まえた介護報酬および障害福祉報酬の引き上げ

2012 年度から 2024 年度にかけて消費者物価指数は 14.8%増加したが、リハビリテーション専門職が関わる介護報酬および障害福祉報酬については物価上昇に見合う引き上げがされていない。また、医療介護現場では、物価や光熱費の高騰などで極めて厳しい状況に直面している。経済・物価動向等を踏まえ、リハビリテーション提供に係る介護報酬および障害福祉報酬の引き上げならびに予算措置を要望する。

1-3. 現在の専門性・職責に照らした人事院俸給表の見直し

公的・民間を問わず、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）に定められている、医療職俸給表（二）級別標準職務表を参考とする医療機関が多いことから理学療法士の処遇に与える影響は大きい。医療職俸給表（二）における理学療法士の職務の級は５級までであるところ、現在の職務の複雑さ、困難さ及び責任の度合いといった、専門性・職責に照らして再評価を行い、制度の見直しならびに必要な予算措置を要望する。

２．法改正など制度的な見直しを見据えた予算措置　＜重点要望＞

人口減少社会の我が国において、医療人材の確保は喫緊の課題であり、2026 年 5 月より「医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会」が開催されている。また、理学療法士の社会的な役割や実践範囲、責任は大きく変化しており、業の範囲や卒前卒後の教育等、時代に即した法律改正や制度的な見直しが喫緊の課題である。医療従事者数の正確な把握と質を担保するための人材育成、理学療法士の業の範囲、教育等、時代に即した法改正など制度的な見直しに向けた予算措置を要望する。

３．攻めの予防医療の推進による社会保障の担い手の確保

3-1. 障害者の就労支援・定着支援の強化による社会の担い手の確保　＜重点要望＞

予算要望額　27 億 2,300 万円

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を発揮し、社会の担い手として活躍し続けられるよう、就労支援・定着支援を強化する必要がある。理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が就労支

援事業所へ定期的に関与する仕組みの新設を行うなど、各報酬制度で活躍できるよう、さらなる予算措置の拡充を要望する。

3-2. 地域包括支援センターへの配置の要件化に係る予算措置　＜重点要望＞　予算要望額　330億円

人口減少、高齢化社会において、リハビリテーション専門職が予防の段階から関与できるような体制整備が求められている。地域包括支援センターにリハビリテーション専門職が雇用されているのはわずか3.8%であり、課題として「雇用に係る財源の確保」が最も多く挙げられた。

すべての地域において公平かつより質の高い介護予防支援体制の実現に向けて、全国の地域包括支援センターにおけるリハビリテーション専門職の積極的な配置を推進するために、雇用に係る費用等を確保できるよう、地域支援事業交付金の予算の確保を要望する。

3-3. 介護予防における体制整備の強化と予算の拡充

地域リハビリテーション活動支援事業を実施した市町村のうち、専門職の派遣依頼は、理学療法士が1,276 市町村（73.3%）で最も多い。一方、本事業を実施していない地域では、「リハビリテーション専門職の人手不足」が課題であった。特に地域リハビリテーション活動支援事業を実施できていない地域や高齢者の保健事業との一体的実施においても、必要な介護予防サービスを提供できる体制を整備するため、介護予防に係る事業予算の拡充と人員確保のための予算措置を要望する。

3-4. 切れ目なく効果的な訪問リハビリテーションの充実に係る予算措置　　予算要望額　５億円

新たな地域医療構想において、地域完結型の医療・介護提供体制の構築に向け、外来・在宅等におけるリハビリテーションの提供体制を確保することが重要とされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においても、「予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション」の推進が掲げられ、「効果的な訪問リハビリテーションの充実」が明記された。

こうした方針を踏まえ、退院後早期から在宅生活を支える訪問リハビリテーションを円滑に提供できる体制を整備するため、例外的な取扱いとして設けられている診療未実施減算について、利用者の適切な医学的管理及びサービスの質を確保しつつ、減算措置の見直しを要望する。さらに、訪問リハビリテーション提供専門機関の整備を速やかに進めるために、事業所の設置・運営を支援する補助金等の予算措置を要望する。

3-5. 理学療法標準評価の介護データベース等への位置づけと予算措置　　予算要望額　１億円

医療・介護において業務の効率化、事業所間の連携強化を図る目的で情報基盤の整備が進められている。予防から急性期・回復期・生活期と一貫した指標で患者・利用者の状態を把握するとともにリハビリテーション・介護等の効果判定などに用いるため、情報基盤に、特定の器具や環境を設定する必要がなく、さらに大規模調査で FIM（ADL 尺度）や介護認定評価と高い相関があることが確認された「理学療法標準評価」のデータを追加することを要望する。また、これに係るシステム構築・改修費および厚生労働科学研究費補助金等におけるデータ分析・調査研究費の予算措置を要望する。

3-6. 女性活躍社会に向けた性差に由来するヘルスケアに係る予算措置

女性が生涯にわたり健康を維持し、社会で活躍し続けられる環境の整備に向けて、月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージに応じた健康支援の充実が求められている。「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても、更年期世代の女性への医療やプレコンセプションケアの推進等が掲げられており、性差に由来する健康課題への対応が重要となっている。

理学療法士は、身体機能の評価や運動療法等の専門性を活かし、妊娠・出産に伴う身体的変化への対応や更年期における健康づくり等に貢献することが期待されている。また、令和６年 10 月に改定された「産後ケア事業ガイドライン」には、事業の実施担当者として理学療法士が明記されたものの、産後の母親に対する身体的ケアを提供する体制は十分に整備されていない。

女性のライフステージに応じた切れ目のない健康支援を推進するため、理学療法士等の専門職を活用した支援体制の整備及び必要な予算措置を要望する。

3-7. 健康に働き続けるための社会整備、産業保健における予算措置

第 14 次労働災害防止計画において、「理学療法士を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組」が明記されており、また 2025 年５月８日に労働安全衛生法の一部が改正され、高齢者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務となった。産業保健領域における労働災害防止を推進し、社会保障の担い手の確保、生産性向上、医療費削減に資する観点からも、理学療法士の活用について、下記のとおり、要望する。

（ア）エイジフレンドリー補助金のさらなる拡充
（イ）産業保健活動総合支援事業における産業保健活動への支援費の拡充
（ウ）シルバー人材センターにおける高齢者活躍人材確保育成事業の拡充

3-8. 学校保健における専門家派遣事業体制の整備と予算措置

生涯にわたる健康づくりを推進するため、学齢期における健康課題への早期からの対応が喫緊の課題である。地域の医療機関等に勤務する理学療法士が学校における運動器健診や健康教育等に円滑に参画できるよう、関係機関との連携体制の構築、派遣モデル事業の実施及び事後フォロー体制の整備に必要な予算措置を要望する。

Ⅱ　税制に関する要望　　３　項目（重点要望　３　項目）

１．医療・介護・障害福祉施設における設備投資等に対する税制優遇措置　＜重点要望＞

人口減少に伴う患者数減、経営者の高齢化、人手不足、医療設備の老朽化など、課題が山積している。加えて、光熱費や人件費、各種備品代も上昇しており、診療報酬等とのバランスが崩れ、採算が悪化しており、医療、介護、障害福祉関連施設の倒産件数は右肩上がりである。

持続可能な社会保障制度の実現に向けて、全国の医療・介護・障害福祉関連施設が、リハビリテーション関連機器等の購入や DX/AX の推進等、戦略的かつ積極的な投資を行えるよう、さらなる税制優遇措置を要望する。

２．医療従事者の処遇改善に向けた税制優遇措置

約 30 年ぶりの高水準となる本体プラス改定（２年度平均で＋3.09％）が実施され、そのうち 1.70％が賃上げ対応分に充てられるなど医療人材の処遇改善が強化されているが、令和７年賃金構造基本統計調査における産業別にみた賃金によると、「医療・福祉」は対前年増減率が＋3.0％であるものの、男女年齢計平均賃金額が 315.7 千円であり、これは全産業のうち４番目に低い水準となっている。リハビリテーション専門職を含む医療従事者のさらなる処遇改善を目的に、所得控除等による優遇措置の検討を推進することを要望する。

３．へき地でのサービス利用を支援する新たな税制措置

令和３年「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」と同様に、へき地における理学療法士等の確保のための選択肢の一つとして理学療法士等の労働者派遣を認めることを要望する。

また、理学療法士等が不足する地域において、当該地域で理学療法等に従事する理学療法士を税制面から支援するため、当該地域における医療機関、診療所および介護事業所、福祉事業所等で従事する理学療法士等への所得税軽減措置を要望する。